

調査報告

開拓使によるキジ、ウナギ、ドジョウ、アユの移入について

山田伸一

キーワード

移入種 (Introduced species)・開拓使 (The Colonial Department, Kaitakushi)・環境史 (Environmental history)・奥尻島 (Okushiri Island)

はじめに

私は以前、開拓使函館支庁による奥尻島へのシカの移入について調べ、報告した^①。シカがいなかった奥尻島に漁業以外の産業を興すことを目的に、札幌本庁にも協力を求めて遠方からシカを連れて来て、海路を島に運んで放ったもので、移入後にシカが増加して農作物への食害が問題化した。

興味深いことに、この事例に関する開拓使文書の周辺には、他にも様々な生物の人為的な移入を開拓使が試みていたことを示す史料が散見する。これらを見ていくことで、この時期の北海道における人間の野生生物、ひいては自然環境との関わり方の特徴を考察することができるのではないかと考え、いくつかの事例について整理を試みる。

地域を越えた人為的な生物の移動という意味では、家畜や農林産業の分野での栽培種の導入にも通い合うものがあると思われるが、ここでは野生生物を対象を絞り、生物種の多様性と関係地域の広がりやを考慮して、鳥類のキジ、魚類のウナギとドジョウ、アユを取り上げることとする。

一 函館支庁によるキジの移入

一八七七年十一月二十四日、開拓使函館支庁は青森県庁に対して、三戸・五戸郡近傍の山野に産出するという「鳩子」(キジ)を管下でも繁殖させたいので、牝二羽ずつ計四羽を捕獲して送るよう依頼した^②。この文書中には直接記されていないが、後のやりとりを見ると、函館支庁はキジを自然界に放つことを企てていたと見られる。

これを受けて、青森県庁は、牝一羽、牝四羽を、弘明丸に載せて函館に送った(十二月二十三日函館着)^③。五戸村で飼育していた者から入手したもので、輸送中に死亡する分を考慮してあらかじめ七羽の捕獲を命じたが、青森まで送る間に二羽が死亡したのだという。キジの買入れ代や運搬にかかった経費計三円八一銭四厘は、函館支庁が負担した。

積雪の季節のこともあり、函館支庁はこれらのキジを七重勸業試験場に送って、当分飼育するよう依頼するとともに、①積雪中に放つてもいいものか、②繁殖させるにはどの山野が適当か、の二点を質問した^④。

これに対して勸業試験場は、「大野村字向野之山野辺」が適当との考えを示しつつ、まずは五羽を家畜として増殖させ、「種畜」となる親鳥を残して産出した分を各地方に放つことを提案し(十二月二十七日)、支庁側もこれを受け入れた。

が、事はすんなりとは進まない。

運送中に頭部を怪我していた牝一羽が、手当の甲斐なく翌年三月十八日に死に、さらにその十日後、二十八日に牝一羽ずつが死んでしまったのだ。後の二羽の死因はわからない^⑤。牝がいなくなったことで、繁殖の道は閉ざされてしまう。七重勸業試験場は、青森県に再度依頼して牝二羽、牝五羽を取り寄せることを提案し(三月三十日付)、函館支庁は四月十日、そのとおり青森県

庁に依頼した⁶⁾。これを受けた青森県からキジが送られたかどうかは確認できていない。

翌一八七九年六月、函館支庁は七重勸業試験場に対し、元町の商人中川嘉兵衛が道内で繁殖を図るためキジの放育をかねて申し出ており、最近東京から取り寄せた牝・牡七羽の「差出」を願ひ出たことを伝えた。個人的に入手していたものを寄附したい、ということだろう。支庁は同時に、キジは「耕作物等二障害アル」とたまたま聞いたことを伝え、もしそうなら繁殖を停止すべきだろうか、と意見を求めた⁷⁾。

これに対して七重側は、キジは畑に出て作物をついばむので放育は中止した方がいと述べつつも、奥尻島は放育すべき好地ではないか、との授産係の意見を伝えた(七月七日付)⁸⁾。放育は耕作に有害だから止めるべきだと認識しながら、奥尻島ならいいか、とするのは、離島を特殊視するように見える。函館支庁が一八七八年と七九年に島外からシカを奥尻島に持ち込んで放った際に見られた、奥尻島は農耕の見込みがない漁業の島だ、という認識が、ここでも働いたのだろうか。

これを受けた函館支庁は、「該島へ放育ノ方可然存候」と、奥尻島へのキジ移入に大きく傾いたが、ちょうど幸便がないために実施は保留とした。

翌八月、支庁は考えを改める。キジは「元来四塞ノ山国ニ生棲スルモノ」との情報を得、であるなら奥尻島に放つても仕方がなく、また耕作物に有害なら同島であっても好ましくはあるまい、との考えからだ。支庁はキジの飼育を中止して、殺して剥製とし、仮博物場に陳列する方針を固める(八月十二日)⁹⁾。これを受けて七重から函館にキジが送られた。その後の経緯を示す史料は未見だが、剥製とされてしまったのではないだろうか。この件をたどると、結局のところ、青森から送られたキジは、人間の都合に振り回され続けると言える。

以上を見ると、津軽海峡を越えた人為的なキジの自然界への移入は、この時期、実施には至らずに立消えになったと思われる。

だが、本当に実施はされなかったのか。引っかかるのは、一八八一年四月八日付で、青森県が開拓使札幌本庁に宛てた文書だ¹⁰⁾。先般ご依頼があったキジの牝牡を捕獲する件については、手を尽しているが、時節遅れで捕獲できないので、明年に捕獲して送ることで了承してほしい、と述べている。前述した函館支庁の動きとは別に、札幌本庁が青森県からキジを取り寄せるための具体的な働きかけをしていたのだ。これに関連する史料は見つけることができておらず、札幌本庁の意図やその後の経過はわからない。札幌本庁が、単なる飼育目的ではなく、山野に放つ計画を持っていた可能性も考えられる。

二 根室支庁によるウナギ・ドジョウの移入

開拓使根室支庁は、一八八〇年九月六日付で函館支庁に対して「当方ニ於テ沼池溝渠等へ魚族移植試験」としてウナギ二百尾、ドジョウ五百尾を放育したので、「兼テ良質ノ聞へアル南部或ハ近地産之該種」を取り寄せて送るよう依頼した¹¹⁾。

これを受けた函館支庁は、青森県に対してウナギ二百尾を採集して送るよう依頼し(九月十日付)、青森県は十月五日青森発の船で函館に送った¹²⁾。ちょうど七重試験場に出張するため乗船した三戸郡書記岩間精一が船中でのウナギの世話役を担った。

函館支庁はこのウナギ二百尾と、管内で入手したドジョウ五百尾を、小使の荒井房吉に護送させて豊島丸便で根室に送った(十月二十五日根室着)¹³⁾。

根室支庁は早速、管内の池・沼にこれらを放った(表一)¹⁴⁾。これらがその後定着したのか否かなどは把握できていない。なお、ウナギは根室着までに六尾が、根室で二尾が死んだため、放ったのは一九二尾だった。根室支庁内でこの移入の実務を担ったのは、後に全国的な水産界で技術指導などの分野で活躍する山本由方だった。

ウナギの入手や函館までの運送のために青森県が一時負担した経費計六〇円

表1 開拓使根室支庁によるウナギ・ドジョウの放育

(尾)

	ウナギ	ドジョウ
友知大沼	86	-
同小沼	20	-
同極小沼	15	30
南部沼	35	-
子ムロベツ沼	25	390
病院下沼	6	48
ハツタラ池	5	32
計	192	500

*『取裁録 明治十三年』根室支庁民事課勸業係（簿書4387、87件目）

五銭は、根室支庁が負担した¹⁵。その内訳は、ウナギ代が五四円、箱五個の代金二円七五銭、野辺地村から青森までの箱の運賃一円五〇銭、青森・函館の運賃が一円八〇銭というものだ。

一連の文書中の記述から、二点に注意しておきたい。

第一に、ウナギとドジョウの移入を計画した根室支庁が当初から南部地方を名指しして取り寄せ先の候補としていたことだ。これらの地域の産物についての情報の流通がこの前提にはあるだろう。青森県内のどこで採集したウナギなのかは明確ではな

三 札幌本庁によるアユ移入の試み

根室支庁によるウナギ・ドジョウ（そしてコイ）の移入が順調に実施に漕ぎ着けたのと対照的に、札幌本庁によるアユの移入は非常に難航した。

一八七八年二月二十七日、札幌本庁は函館支庁に対して、管内の豊平川に「鮎魚放育試験」をしたいが、管内にアユを産出する地方がないので、江差・福山辺りのアユを「魚苗凡五升程人工媒助法ヲ施シ」て送るよう依頼した¹⁷。函館支庁はこれを福山・江差両分署に伝え、管内での「魚苗」がこの望みに応じられるほど産出するか問い合わせた（三月七日付）¹⁸。その結果、「年々八月頃些少ノ收穫アルモ生獲スル甚タ難キ故、人工媒助法ヲ施シ輸送候義、猶更困難」であるとし、この年の試験には否定的な考えを伝え（七月十日付）、翌年の産卵期（九月中旬〜十月中旬頃）に本庁から「兼テ鮭卵孵化媒助法等伝習熟達候モノ」を福山・江差方面などに出張させ、種魚や卵などを輸送・放育させることを提案した（十一月一日付）¹⁹。

札幌本庁はこの提案に従い、翌一八七九年十月二日、物産局八等取扱島田芳次郎に、函館支庁管内福山地方に出張を命じた²⁰。その任務は、適宜の地を見定めてアユを採り、緩流の場所に「放養」し、「卵子」の成熟を待つて「魚卵孵化法」によって孵化させること、これによって得たアユの卵を箱に入れて札幌に携帯して帰任すること、というものだった。島田は及部川で二十余日間アユの採取に従事したが「連日降雨出水ノ為メ」季節遅れとなつて成果を得られず、福島郡福島村に場所を移した²¹。福山分署は十一月二十七日付で、島田が「出生鮎若干」と「卵子」を携行して帰札の途に就いたと報じたが、稚魚ないし卵が札幌に到着したことは確認できない。翌年の動向を見れば、島田の試みは失敗に終わったのではないかと思われる。

翌一八八〇年九月十八日、札幌本庁は勸業課漁獵科雇川口祝三に上磯郡茂辺地川への出張を命じたことを函館支庁に伝え、協力を求めた²²。茂辺地川の天然アユを採取して卵を採って孵化させ、それを移送して「石狩川其他へ放

いが、経費内訳のなかに野辺地村からの箱の運送費があるのを見ると、野辺地周辺だろうと推測される。

第二に、根室支庁がウナギ・ドジョウを受け取ったことを函館支庁に伝えた文書の追記に「去ル十一年七月中御依頼之上取寄候真鯉・色鯉ノ両種ハ、序下友知沼へ放置セシ処、頃日試検候ニ、最早尺余ニ成長セルモノ多々ニテ、実ニ移植之好結果有之、欣然之至」とあり¹⁶、ウナギ・ドジョウに先立つて前年七月に函館支庁に依頼してコイを取り寄せて沼に放つていたことがわかる。内水面への魚類の移入に対する根室支庁の積極姿勢がうかがわれる。

「養」させる計画だった。茂辺地川を候補地に選んだのは、七重勸業試験場在勤の迫田喜二が先に札幌を訪れた際の談話に基づくという。

茂辺地川には村民共有の鮭孵化所（一八七九年開設）があり、川口はその担当者である土族酒井宮次郎に相談し、数日間、日中「ドロー」を用いて採取を試みたが得られず、夜中に投網を試みたが十尾ほどを得ただけだった²³⁾。それを大きな樽に養ってみたがすぐに死んだ。この川のアユは「薄産」であるうえ、アユは「性弱」で人工孵化法の実施は困難だと判断した川口は、他の二つの川も含めて天然に産出された卵を採取して運搬する方針に切り換えたが、病を得て函館で養生しているうちに機を逸してしまった。

川口は酒井から聞いた話として、管内諸川にアユは産するが毎年ではなく、好不漁の大きな波があり、好事家が「遊漁」するだけで販売する者はいないと、唯一、檜山郡石崎村産のものは他に比べてやや長大で大量の収穫があるため村民が獲って販売する、と記している。

開拓使札幌本庁による石狩地方へのアユの移植は、失敗に終わった。経過をたどると、函館支庁管内の河川におけるアユの漁獲高の少なさ、年ごとの漁獲高の大きな変動、一時的であれ飼育することの困難など、実現には障害がそもそも多かったと言えるだろう。

おわりに

今後を見据えて、いくつかの論点を書き連ねておく。

取り上げたのは三つの事例だけだが、先に紹介した奥尻島へのシカの移入も含めて、開拓使が野生生物の地域を越えた移入に積極的であったことが示せただろう。キジとウナギについては、津軽海峡を挟んだ青森県からの、言わばブラキストン線を越えた持込みが見られた。途中で実施見送りに転じたキジや、早々に厚い壁にぶつかったアユの事例からは、一面では開拓使の事業の計画性のなさ、他面では新しいことに極めて積極的に挑む進取の気性の旺盛さを読み

とることができよう。いずれについても、その目指すところは、狩猟対象となる鳥類、漁業の対象となる魚類を外部から持ち込み、新しい産物を創出することにあつたと思われる。ウナギ・ドジョウ・アユの移入に関する史料中には「試験」という言葉が見え、直ちに産業振興を実現するというより、将来を見越した試験段階のものと位置づけられていた点に注意しておきたい。

キジの移入に際して、農作物への害への考慮が、実施見送りにつながっていたのは、ほぼ同時期に実施されたシカの奥尻島への移入の際には見られなかった点として興味深い。一方、このキジも含めて、これらの生物移入が他の野生生物に与える影響といった点は、考慮の痕跡が確認できなかった。

すんなり進捗したウナギ・ドジョウについては、地域を越えた人為的な移入がこれ以前から日本各地で行なわれていた経験の裏付けがあつたのかもしれない。これに対し、アユの移植については、北米の先例を急速に取り入れつつあつたサケの人工孵化事業を早くも（見方によっては安易に）応用しようとしたものと見える。近世日本各地における各種の生物移植の実施状況や、アユやその他の水産分野における人為的な繁殖の試みの歴史について、改めて把握することが必要だと思われる。

謝辞

本稿作成のための史料調査について、北海道立文書館・北海道立図書館のお世話になった。記して感謝申し上げる。

本稿は、当館「北海道の自然・歴史・文化」総合研究プロジェクト「北海道におけるツルの自然史と文化史」の中間報告である。また、JSPS科研費（基盤C）16K03066の成果でもある。

註

(1) 山田伸一「開拓使による奥尻島へのシカ移入とその後」『北海道開拓記念館研究紀要』第三十八号、二〇一〇年（六七七八〇頁）。

- (2) 『青森県下ヨリ雉子買入方ノ件』官省府県文移録 明治十年 函館支庁民事課勸業係(簿書二二二〇、三二二件目)。以下、括弧内に示すのは、北海道立文書館所蔵開拓使文書の請求番号と件番号。簿書の作成者名冒頭の「開拓使」は省略する。
- (3) 『雉子五羽送致及代価等追而差回可キ件』同前(簿書二二二〇、三四四件目)。
- (4) 『青森県へ注文ノ雉子五羽到着飼養方ノ件』七重文移録 明治十年 同前(簿書二二二三、二二六件目)。
- (5) 『試験場ニ於テ飼育ノ雉子雌雄二羽斃死ニ付更ニ青森県へ依頼取寄方ノ件』七重諸課文移録 式冊之巻 明治十一年 同前(簿書二六四五、一〇五件目)。
- (6) 『雉子捕獲送致方ノ件』院省庁府県文移録 明治十一年 同前(簿書二六三四、一七七件目)。
- (7) 『当町中川嘉兵衛当道へ繁殖ノ為雉放育方ノ件』七重文移録 式冊之二 明治十二年 同前(簿書三三二九、三二九、三件目)。
- (8) 『雉子飼育ノ義奥尻ニ決定迄継続方依頼ノ件』同前(簿書三三二九、二八八件目)。
- (9) 『雉子撲殺剥製トシテ仮博物場へ陳列ノ件』取裁録 三冊之二 明治十二年 同前(簿書三三四五、九五件目)。
- (10) 『雉子雌雄捕獲ノ件』勸業課公文録 雑部ノ雑 明治十三年 札幌本庁民事局勸業課(簿書A四/一〇一、一〇二件目)。
- (11) 『沼地等魚族移殖試験トシテ鰻鱺泥鰌放育可致因ニ付取寄序便差送方ノ件』函館公文録 十三年自一月至十二月 根室支庁記録課公文係(簿書四三六八、一四五件目)。
- (12) 『北海道根室地方ニ於テ青森産鰻鱺放育ニ付該魚差送有之度ノ件』および『根室地方ニ於テ青森産鰻鱺放育ニ付該魚差送ニ付落手ノ件』官院省府県文移録 明治十三年 函館支庁民事課勸業係(簿書四〇四六、六四・七二件目)。
- (13) 『根室地方沼地構渠等へ魚類移殖ノ見込ニ付鰻鱺泥鰌等購入送付ノ件』本支庁上局文移録 明治十三年 同前(簿書四〇四七、八〇件目)および『泥鰌鰻鱺其他領取ノ件』本支庁下局文移録 明治十三年 同前(簿書四〇四八、五七件目)。
- (14) 『函館ヨリ取寄タル鰻鱺等友知大沼其他沼池へ放置ノ件』取裁録 明治十三年 根室支庁民事課勸業係(簿書四三三八、八七件目)。
- (15) 『鰻鱺代価償還ニ付領証差回ノ件』官院省府県文移録 明治十三年 函館支庁民事課勸業係(簿書四〇四六、七八件目)。
- (16) 『鰻鱺泥鰌等購入豊島丸便廻漕正ニ査収ノ件』前掲『函館公文録 十三年自一月至十二月』(簿書四三六八、一八〇件目)。
- (17) 『豊平川鮎魚放育試験ニ付魚苗差送方ノ件』本支庁 管外各分署 諸課文移録 三冊之式 明治十一年 函館支庁民事課勸業係(簿書二六三六、八三件目)。
- (18) 『豊平川へ鮎放育試験ニ付福山江差辺産出ノ分差送方等ノ件』各分署文移録 式冊ノ巻 明治十一年 同前(簿書二六三八、三五五件目)。
- (19) 『本庁下豊平川へ鮎放育試験被相成度養生獲人工媒助法等何レモ難相成件』本支庁 管外各分署 諸課文移録 三冊之巻 明治十一年 同前(簿書二六三五、三〇三件目)および『札幌豊平川へ鮎放育試験ノ件』取裁録 明治十一年 札幌本庁民事局勸業課(簿書A四/五四、一一〇件目)。
- (20) 『福山地方ノ河流ニ産スル香魚苗豊平川へ移殖ニ付取扱人ヲ同地方ニ派遣ノ件』取裁録 明治十二年自一月至十二月 札幌本庁物産局製煉課(簿書A四/八七、五〇件目)。
- (21) 『香魚苗採集入用福山分署ヨリ繰替ノ件』諸課文移録 明治十三年 同前(簿書A四/一〇五、九九件目)。
- (22) 『上磯郡茂辺地川ノ天然鮎魚卵取獲ノ為開拓使雇川口祝三出張申付ノ件』函館文移録 往 丙二ノ二 明治十三年 札幌本庁記録局公文課(簿書三七七七、二四五件目)。
- (23) 以下は、『雇川口祝三鮎卵採集交合媒助ノ為上磯郡へ出張ノ処復命方ノ件』鮎卵孵化事業不成功ノ原因究明方ノ件』魚卵孵化関係書類 自明治十一年至同十四年 札幌本庁民事課勸業係(簿書四五五九、六九・七二件目)他による。茂辺地川の鮎孵化場については、北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会編『北海道鮎鱒ふ化放流事業百年史』(北海道さけ・ますふ化放流事業百年記念事業協賛会、一九八八年)一四三―一五八頁を参照。

The Introduction of Green Pheasant, Eel, Loach and Sweetfish by Kaitakushi (the Colonial Department)

Shin'ichi YAMADA

This article explores the artificial migration of wildlife conducted by the Kaitakushi (1869 to 1882), organizing the factual relationship involving (1) the migration of green pheasant from Aomori Prefecture by the Hakodate Branch Office, (2) the migration of eel from Aomori Prefecture by the Nemuro Branch Office and the migration of loach to ponds and lakes by the Hakodate Branch Office, and (3) the migration of sweetfish from Southern Hokkaido by the Sapporo Government Office, and shedding light on the following points.

(1) The Kaitakushi was proactive toward the trial migration of wildlife.

(2) The cancellation of the migration of green pheasant was due to concerns over damage to agricultural crops, but no evidence can be confirmed about overall consideration given to native wildlife from the introduction of new species.

(3) To gain the correct historical perspective regarding these cases, understanding is required concerning the introduction of wildlife in other parts of Japan that took place before this and the history of wildlife migration in the fisheries field.